

清泉女子大学人文科学研究所紀要刊行規程

(定義)

第一条 清泉女子大学人文科学研究所紀要（以下「本紀要」という。）は、清泉女子大学（以下「本学」という。）の人文科学研究所（以下「本研究所」という。）の所員を中心とする教員（客員所員を含む）の研究論文及び資料紹介等を掲載する刊行物であり、原則として年一回刊行する。

(投稿資格)

第二条 本紀要に投稿できる者は、原則として本学の専任及び非常勤の教員とし、本研究所客員所員もこれに含める。

(投稿受付優先順位)

第三条 投稿希望が所定の本数を越えた場合、投稿数に制約を設けることもある。具体的には、次に記す優先順位に基づいて、所員会議に諮り調整する。

1 所員である専任教員

2 所員ではないが、本研究所研究懇話会で投稿内容に関して話題提供した専任教員

3 本研究所研究懇話会で投稿内容に関して話題提供した非常勤教員（客員所員を含む）

4 所員でなく、本研究所研究懇話会で投稿内容に関して話題提供していない専任教員

5 本研究所研究懇話会で投稿内容に関して話題提供していない非常勤教員（客員所員を含む）

② 上記の調整の上投稿を認められながら、当該号へ投稿しなかつた場合、次号への投稿は原則として認めない。

(投稿内容)

第四条 投稿内容は学術的研究の成果とし、未刊行（インターネットでも未発表）のものに限る。

(投稿方法)

第五条 投稿方法は、次による。

1 原稿は、紙にプリントアウトしたもの二部と電子データを、提出出締切日までに本研究所へ提出する。

2

原稿には邦文要旨、欧文要旨及びキーワードを添付する。具体的な書式等は、別に定める投稿手領に従い作成したものでなければならない。

3 総筆者自身の校正は原則として二回とし、大幅な加筆・変更は認めない。

(掲載の採否)

第六条 投稿論文の掲載採否については、編集委員会が査読・審査を行い、決定する。

(著作権)

第七条 本紀要に掲載された論文の著作権は各執筆者にある。ただし、論文を出版又は転載する場合には、本研究所に届け出るとともに、本紀要の転載である旨付記する。

② 本文要よりの一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載したりする場合、著作権に関する問題や法令上の手続きは、執筆者が投稿前に処理するものとする。なお、それらについて問題が生じた場合は、その責は執筆者が負うものとする。

(電子化・公開の許諾)

第八条 執筆者は本学・本研究所に対して、本紀要に掲載された論文の印刷、電子的記憶媒体への変換・複製、学外への配布を原則として許諾するものとする。

② 執筆者は本学・本研究所及び本学・本研究所が委託する機関に対して、当該論文の送信可能化、コンピュータネットワーク等での学外への公開を、原則として許諾するものとする。

③ 執筆者は特別な事由により、論文の電子化・公開を許諾できない場合は、投稿時にその旨を文書で本研究所に提出する。なお、提出のない場合は電子化・公開に同意したものとみなす。

附則

この規程は、平成二十五年六月十三日より施行する。